

令和7年度ドローンオペレーター育成支援補助金 よくあるお問い合わせ

令和7年7月11日

(令和7年6月25日更新分)

No.	Question	Answer
1	補助金申請については、ドローンプラットフォームに掲載していない会社からでも申請することは可能か。	ドローンオペレーター育成支援補助金実施要綱第3条(1)のとおり、「県が設置する長崎県ドローンプラットフォームに加入するもの又は加入を誓約するもの」が対象となります。 申請時点でご加入いただけていない場合も申請可能ですが、ドローンオペレーター育成後、速やかにドローンプラットフォームに加入いただき、ドローンを活用したサービスを開始していただくことが条件となります。
2	補助金申請について、社外(第三者)の専門家などに対応を任せてもよいか。	社外(第三者)の専門家に、事業計画の相談をするなどのサポートを受けること自体は問題ありませんが、事務局への問い合わせを含め、補助金申請に関する事務局との連絡調整については、申請者が責任を持って実施していただくようお願いいたします。
3	育成するオペレーターは役員でも対象なるか。	役職問わず、実際のサービス提供に携わる方であれば対象となります。
4	申請様式第2号については、最大4名分しか記載できないが、5名以上の申請は可能か。	5名以上の申請も可能です。ただし、1者当たりの申請上限額は100万円となります。 5名以上の申請をされる場合は、別途申請様式を配布いたしますので、個別にご相談ください。
5	個人事業主で、居住地が県外であっても対象となるか。	個人事業主の方において、居住地が県外であっても、主たる事務所が長崎県内であり、長崎県内においてドローンを活用したサービスを提供するものであれば対象となります。申請時の関係書類として、直近の確定申告書類の写しをご提出いただき、事業にかかる課税の住所が長崎県内であることを確認させていただきます。
6	県外のスクール受講経費も対象となるか。	長崎県外のスクールで受講された場合でも対象となります。
7	補助対象者の要件に「申請時点において、創業後1年を経過していること」とあるが、「創業」とはドローン事業に限るのか。	ドローン以外の事業も含んだ期間になります。
8	民間資格について、国土交通省航空局のホームページに掲載されている「無人航空機の講習団体一覧」に記載されていない技能認証は対象外か。	民間資格について、国土交通省航空局のホームページに掲載されている「無人航空機の講習団体一覧」の技能認証名欄に、現在記載されている技能認証が対象となります。 ※新たな技能認証について、登録を行うことはできません。 受講予定の講習団体の技能認証名欄に記載がないものでも、「無人航空機の講習団体一覧」の他の講習団体の技能認証名欄に記載があるものは、対象となる場合があります。 その場合、講習団体と管理団体とで締結した技能認証の取扱に関する契約書類などが別途必要となりますので、個別にご相談ください。
9	対象経費は、「令和8年2月28日までに支払った経費」となっているが、仮に一部の経費(例:手数料等)の支払いがこの期限までに完了しなかった場合、すでに支払い済みの経費(例:講習費の一部)についても補助対象外となるのか。	当該補助金は、資格取得を条件としており、資格取得に関する試験にすべて合格したうえで、法人等が関係経費を「令和8年2月28日までに支払ったもの」が対象となります。 例えば国家資格の場合、学科・実地、身体検査など、関係する試験すべてに合格後、対象経費について、上記期限までに支払ったものを対象とします。 ただし、技能証明交付手数料の支払いが上記期限内に間に合わない場合でも、関係する試験にすべて合格していることが証明できる場合は、期限内に支払った講習費など、経費の一部を補助対象する場合がありますので、個別にご相談ください。
10	県税の納税証明書(県税に関し未納がない証明書)は県外のもも構わないか。	「県税に関し未納がないことを証明する証明書」は長崎県税に関するものが必要ですので、各地域の振興局で取得してください。

(令和7年7月11日更新分)

No.	Question	Answer
11	様式2号の「ドローンサービス事業の受注見込み」について、どのように記載すればよいか？	受注の実績・見込みについては、ドローンを活用した対外的なサービスについて記載をお願いします。(自社のデジタル化は含みません。) なお、ドローン活用事業と他の事業の切り分けが難しい場合は、包括して記載いただいても問題ございません。
12	土木工事の現場撮影や安全確認などドローンを活用した業務効率化は対象となるか。	本補助金は、ドローンプラットフォームに加入していただき、ドローンを活用したサービスを、対外的に事業として実施していただくことを条件としています。 請け負った工事の現場撮影や安全確認等の場合は、対外的サービスではなく、自社のデジタル化となりますので、本補助金の対象外となります。
13	資格取得の講座受講経費について、オプションで補講(追加講習)を受講する経費も対象となるか。	本補助金は、交付決定後、資格を取得するために受講する基本的講習や初回試験等にかかる経費を対象としております。 個人の能力に応じた追加講習や初回試験に合格できなかった場合の2回目以降の試験にかかる経費は対象となりませんのでご了承ください。
14	家業で給料を支払っていない者も対象となるか。	従業員を対象としているため、家業で給料を支払っていない場合は対象外となります。